

第 4 9 号議案

八王子市民会館条例の一部を改正する条例設定について

八王子市民会館条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市民会館条例の一部を改正する条例

八王子市民会館条例（昭和 3 7 年八王子市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第 5 条、第 2 0 条関係）				別表（第 5 条、第 2 0 条関係）			
種別		利用 区分	金額（円）	種別		利用 区分	金額（円）
ホール	入場料等の最 高額が 1, 0 0 0 円を超え る場合	全日	<u>850, 000</u>	ホール	入場料等の最 高額が 1, 0 0 0 円を超え る場合	全日	<u>800, 000</u>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
リハーサル室		全日	<u>17, 000</u>	リハーサル室		全日	<u>20, 000</u>
備考 1 ~ 3 (略)				備考 1 ~ 3 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表、リハーサル室の項の改正規定は平成 3 1 年 1 0 月 1 日から、次項から第 6 項までの規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八王子市民会館条例（以下「新条例」という。）の

規定による平成32年4月1日以後のホールの利用に関し必要な手続その他の行為については、同日前においても新条例の例により行うことができる。

3 平成32年4月1日以後のホールの利用については、同日前においても、新条例別表、ホールの項に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の額を支払わなければならない。

4 新条例の規定による平成31年10月1日以後のリハーサル室の利用に関し必要な手続その他の行為については、同日前においても新条例の例により行うことができる。

5 平成31年10月1日以後のリハーサル室の利用については、同日前においても、新条例別表、リハーサル室の項に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の額を支払わなければならない。

6 平成31年10月1日前にこの条例による改正前の八王子市民会館条例の規定により支払われた同日以後のリハーサル室の利用に係る利用料金の額が、新条例の規定に基づく利用料金の額を超える場合は、新条例第7条の規定にかかわらず、その超える額を還付する。